

株 主 各 位

石川県白山市福留町370番地
株式会社ウイルコホールディングス
代表取締役会長兼社長 若林 裕紀子

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年1月25日（水曜日）午後6時までに到達するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年1月26日（木曜日） 午前10時
（受付開始時刻：午前9時）
 2. 場 所 石川県白山市宮永新町400番地
株式会社ウイルコホールディングス 研修センター 3階
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第38期（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第38期（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）
計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第6号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 |
| 第8号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://ir.wellco-corp.com>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類

は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://ir.wellco-corp.com>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成27年11月1日)
(至 平成28年10月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度（平成27年11月1日～平成28年10月31日）における我が国経済は、2016年7-9月期のGDP成長率は、実質で年率換算1.3%増と3四半期連続でプラス成長となりました。しかし、7-9月期も4-6月期と同様、実質成長率が名目成長率を上回り需給ギャップの改善は見られませんでした。雇用環境は引き続き堅調に推移しているものの、個人消費は依然伸び悩んでおり、国内景気の回復を実感しにくい状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境は、広告媒体におけるインターネットの比重がますます増加し、紙媒体による広告は減少傾向が続いております。用紙の国内出荷も、累計で前年割れの状況にありますが、用紙価格は高止まりの傾向にあります。また、求人広告件数は増加傾向にありますが、無料情報誌（フリーペーパー）による求人件数は伸び悩んでおります。

このような環境の中、情報・印刷事業につきましては、価格競争の比較的少ない当社独自製品の販売に注力した結果、独自製品の売上高は増加しましたが、従来型のチラシ等は全体需要の減少並びに価格競争の激化により当初の想定を超えて減少した結果、セグメント売上高は106億7千8百万円（前期比7.2%減）と減収になりました。また、利益面では製品売上構成比の改善と生産コスト削減により利益率は改善しましたが、新製品関連設備の先行投資による減価償却費の増加等により、セグメント利益は4億4千9百万円（前期比28.5%減）となりました。

メディア事業につきましては、その特徴である地域密着性を深化させるとともに、求人情報誌等の販路拡大と情報誌以外の求人サービス等の拡充に努め、新規顧客の開拓と既存顧客の深耕に注力してきましたが、平成27年10月1日付で行った郵便物等発送代行事業譲渡により平成27年9月までの売上高1,800百万円減少の影響により、セグメント売上高は25億7百万円（前期比41.0%減）、セグメント利益は2千9百万円（前期比25.5%減）となりました。なお、個性豊かで魅力ある地域社会の実現に向けた活動を深化させることを目的に大阪府との間で平成28年5月23日に包括連携協定を締結し、大阪府と多くの分野において連携・協働を促

進し、地域の活性化と情報発信に努めております。

また、平成28年8月26日付「株式会社ウィズコーポレーションの株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、音のでる絵本、教育玩具、雑誌等の付録・販促用景品の企画及び販売等を行っている株式会社ウィズコーポレーション及びその傘下の東京書店株式会社等を8月31日に取得し、新たな知育事業の2か月間の売上高は4億7千6百万円、セグメント利益は3千4百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は129億7百万円（前期比12.9%減）、営業利益は1億9百万円（前期比62.8%減）、(株)ウィズコーポレーション等の取得に伴うデューデリジェンス費用および為替差損の増加により経常損失は3千5百万円（前期連結会計年度の経常利益3億2千1百万円）、固定資産売却益1億3百万円等の特別利益の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益は7千6百万円（前期比81.9%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は7億3千5百万円であります。

このうち主なものは、情報・印刷事業に係る生産効率向上のための印刷設備2億9千7百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、借入金及びリース契約によって賄っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、お客様の信頼にお応えし満足していただけるよう、時代の変化に対応してまいります。そのために、情報・印刷事業においては、少量多品種に対応できる生産体制を整えるとともに、平面の印刷物に加え立体の印刷加工製品も短納期で安価に供給できるよう投資を行ってまいります。また、メディア事業においては、紙メディア、ITメディア、イベント等のプロモーションなど多様な情報発信媒体を提供しお客様のビジネスを支えてまいります。さらに、知育事業においては、音の出る絵本のリーディングカンパニーとして、子供の生きる力の育成に貢献してまいります。今後は、幼児のみならず幅広い年代層に楽しみながら知育に役立つ商品の開発を行ってまいります。

社内管理体制においては、引き続き、関連法令、社会的規範・企業倫理の徹底遵守、グループ全体の事業上のリスクを網羅的・統括的に管理する内部統制により、適法かつ効率的な企業体制を通じ、企業価値の増大と事業の継続的発展を追求してまいります。

中期的な経営戦略・課題といたしましては、次の施策により売上拡大、コスト削減を図ることにより、利益の確保・増大と財務体質の強化を図ってまいります。

- ① 多様な情報発信媒体の提案営業により、新規顧客の獲得・既存得意先のシェア拡大を図り、売上の拡大と利益の向上を図ってまいります。
- ② 当社独自のノウハウと設備を活かしたオリジナリティの高い製品の開発、少量多品種に対応できる製造体制の構築により、事業領域の拡大を含めた売上の増進と利益の向上を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第35期 (平成25年10月期)	第36期 (平成26年10月期)	第37期 (平成27年10月期)	第38期 (当連結会計年度) (平成28年10月期)
売 上 高 (百万円)	13,464	13,883	14,816	12,907
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	305	51	321	△35
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△268	73	420	76
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円・銭)	△10円88銭	2円98銭	17円11銭	3円10銭
総 資 産 (百万円)	11,566	12,404	13,126	14,588
純 資 産 (百万円)	5,651	5,719	6,043	5,933

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)ウイル・コーポレーション	50百万円	100.00%	商業印刷物、ラベル・シールの製造販売
(株) 関 西 ば ど	40百万円	100.00%	地域密着型無料情報誌の発行
(株)ウィズコーポレーション	95百万円	100.00%	音のでる絵本、教育玩具、販促用品の企画及び販売

(7) 主要な事業内容

当社グループは、情報・印刷事業、メディア事業及び知育事業を行っており、主に(株)ウイル・コーポレーションが情報・印刷事業（宣伝印刷物、ダイレクトメール、セールスプロモーション用品等の商業印刷物及びライナーレスラベル・シールの製造販売等）を、主に(株)関西ばどがメディア事業（地域密着型無料情報誌の発行等）を、主に(株)ウィズコーポレーションと東京書店(株)が知育事業（音のでる絵本、教育玩具、販促用品の企画及び販売等）を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	石川県白山市福留町370番地
東京事務所	東京都中央区新川1丁目24-1

② 重要な子会社

名 称	事業所（所在地）	
株式会社ウイル・コーポレーション	本 社（石川県白山市）	
	営 業 所	東京営業部（東京都中央区）
		首都圏営業所（千葉県千葉市）
		大阪支店（大阪市西区）
		北陸支店（石川県白山市）
		富山営業所（富山県富山市）
		福井営業所（福井県福井市）
		名古屋支店（名古屋市東区）
		九州営業所（福岡市中央区）
	工 場	北國工場（石川県白山市）
		ダイレクト・マーケティング工場（石川県白山市）
		関東第一工場（千葉県香取郡）
		関東第二工場（千葉県山武郡）
		京都工場（京都府相楽郡）
株式会社関西ぱど	本 社（大阪市西区）	
	営 業 所	北大阪支社（大阪府枚方市）
		東大阪支局（大阪府東大阪市）
		阪神支局（兵庫県伊丹市）
株式会社ウィズコーポレーション	本 社（東京都足立区）	
	支 社	新宿支社（東京都新宿区）

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比 増 減 数	平 均 年 齢	平均勤続年数
情報・印刷事業	404 (102)名	23 (5)名	38.7歳	10.0年
メディア事業	96 (25)名	△8 (△4)名	43.2歳	13.7年
知 育 事 業	58 (一)名	58 (一)名	41.4歳	7.6年
全 社 (共 通)	26 (3)名	5 (2)名	44.4歳	12.4年
合計又は平均	584 (130)名	78 (3)名	40.0歳	10.4年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）の年間の平均人員であります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、持株会社である当社の従業員数であります。
4. 従業員数が前連結会計年度末に比べ78名増加しておりますが、主として、平成28年8月31日付での㈱ウィズコーポレーションの連結子会社化に伴い、知育事業の社員が増加したことによるものです。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,155
株 式 会 社 北 國 銀 行	801
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	531
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	250
株 式 会 社 北 陸 銀 行	153
株 式 会 社 福 井 銀 行	100
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	100
三 菱 東 京 U F J リ ー ス 株 式 会 社	100
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	91
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	50
株 式 会 社 群 馬 銀 行	13

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 76,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 24,650,800株 (自己株式数3,709株を含む。)
 (3) 株 主 数 1,200名 (前期末比 52名減)
 (4) 大 株 主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 わ か さ 屋	株 4,800,000	% 19.47
若 林 和 芳	4,786,160	19.41
若 林 裕 紀 子	1,920,000	7.78
鈴 木 隆 夫	1,170,000	4.74
株 式 会 社 桂 紙 業	1,000,000	4.05
大 日 精 化 工 業 株 式 会 社	960,000	3.89
ウ イ ル コ 役 員 持 株 会	891,000	3.61
株 式 会 社 北 國 銀 行	720,000	2.92
ウ イ ル コ 従 業 員 持 株 会	628,216	2.54
大 和 輸 送 株 式 会 社	504,000	2.04

(注) 持株比率は自己株式(3,709株)を控除して計算し、表示単位未満を切捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	若 林 裕紀子	㈱ウイル・コーポレーション 代表取締役社長 ㈱ウィズコーポレーション 代表取締役CEO
取 締 役	大 槻 健	㈱ウイル・コーポレーション 専務取締役 ㈱関西ばど 取締役 ㈱ウィズコーポレーション 取締役
取 締 役	西 村 保 彦	㈱ウイル・コーポレーション 代表取締役専務 ㈱関西ばど 取締役 ㈱ウィズコーポレーション 取締役
取 締 役	若 林 圭太郎	㈱ウイル・コーポレーション 常務取締役 ㈱ウィズコーポレーション 取締役
取 締 役	山 本 実	
取 締 役	金 井 行 雄	
常 勤 監 査 役	見 山 英 雄	㈱ウイル・コーポレーション 監査役 ㈱関西ばど 監査役 ㈱ウィズコーポレーション 監査役
監 査 役	丸 山 三樹雄	丸山税理士事務所
監 査 役	織 田 健 治	

- (注) 1. 取締役 山本実氏及び金井行雄氏は、会社法に定める社外取締役であります。
2. 監査役 丸山三樹雄氏は、会社法に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。また、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役 織田健治氏は、会社法に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
4. 事業年度中に退任した監査役は、次のとおりです。

退任時の会社 における地位	氏 名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
常勤監査役	高 原 芳 樹	㈱ウイル・コーポレーション 監査役	平成28年1月28日

なお、監査役高原芳樹氏は、任期満了による退任であります。

5. 重要な兼職の異動の状況について
- ①代表取締役会長兼社長若林裕紀子氏は、平成28年12月1日付で㈱ウィズコーポレーション代表取締役副会長CEOに就任しております。
- ②取締役西村保彦氏は、平成28年12月1日付で㈱ウィズコーポレーション代表取締役COOに就任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	77,360千円 (6,900千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	12,805千円 (7,200千円)
合 計	10名	90,165千円

(3) 社外役員に関する事項

1) 重要な兼職先と当社との関係及び主な活動状況

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係	当社での主な活動状況
取 締 役	山 本 実	—	取締役会21回中19回に出席し、豊富な経営者としての経験・見地から発言を行っております。
取 締 役	金 井 行 雄	—	取締役会21回全てに出席し、金融機関の経営者としての経験・見地から発言を行っております。
監 査 役	丸 山 三樹雄	丸山税理士事務所 当該事務所と当社との間に取引関係はありません。	取締役会21回全てに、監査役会は11回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	織 田 健 治	—	取締役会21回全てに、監査役会は11回全てに出席し、豊富な企業実務の知識と経験から発言を行っております。

2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の報酬額につき会計監査の職務遂行状況及び見積りの算出根拠が当社の事業規模及び事業内容に対して適切であるかどうか検討を行ったうえで、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障がある場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

当社およびグループ各社は、各社が定める『文書管理規程』に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書（電磁的媒体を含む）に記録、適切に保存および管理（廃棄を含む）を実施し、必要に応じて運用状況の検証および規程の見直し等を行う。

2) 当社企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「内部統制委員会」を設置し、グループ全体のリスク情報を統括管理する。
- ② 当社およびグループ各社は、個社毎に自社のリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減に取り組む。
- ③ 当社は、内部統制委員会委員長が内部監査員を任命し、当社およびグループ各社におけるリスク管理の状況を確認し、内部統制委員会に報告する。
- ④ 当社およびグループ各社は、不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害および被害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに、再発防止をはかる。

3) 当社企業グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、『取締役会規程』・『組織規程』および『職務権限規程』により、取締役の職務権限および取締役会への付議基準等を明確化するとともに、意思決定の効率性と妥当性を高める体制を整備する。
- ② 当社は、経営会議を月1回以上開催し、取締役会への付議事項について十分な事前検討を行うとともにグループ各社および連結業績等に係る報告、意見交換等を行うことにより意思決定の迅速化と効率化をはかるとともに、当社およびグループ各社の業務執行の状況を確認する。
- ③ 当社は、『内部通報制度運営規程』を制定し、当社およびグループ各社のコンプライアンス違反について通報相談を受け付ける内部通報制度を構築し、コンプライアンスに抵触する事態または可能性が発生した場合には、コンプライアンス委員会より内部統制委員会を通じて取締役会・監査役に報告される体制を構築するとともに、内部通報を行った者に対して、不利益となる解雇を含むいかなる措置も行わないよう保護する。
- ④ 当社は、意思決定の迅速化および業務執行の監督機能を高めるため、適正な業務区分と権限委譲を行い、内部監査員は、各職位の業務執行が適正かつ効率的であることを確認し、内部統制委員会に報告する。

- 4) 当社企業グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社およびグループ各社の取締役および社員は、『ウイルコ・グループ行動規範』にもとづき法令および定款を遵守して職務を執行する。
 - ② 当社は、内部統制委員会の下部組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、当社およびグループ各社のコンプライアンスを統括管理する。
 - ③ 当社は、当社およびグループ各社のコンプライアンス違反について通報相談を受付ける内部通報制度を構築し、通報者の保護を徹底するとともに、コンプライアンスに抵触する事態または可能性が発生した場合には、コンプライアンス委員会より内部統制委員会を通じて取締役会・監査役に報告される体制を構築する。
 - ④ 内部監査員は、法令および定款の遵守状況を確認し、内部統制委員会に報告する。
 - ⑤ 当社およびグループ各社は、『ウイルコ・グループ行動規範』に基づき、反社会的勢力と一切の関係を持たず、不当な要求に対しては断固拒否する。反社会的勢力の排除に向けて、当社の総務部門をグループ統括対応部門とし、警察・弁護士等の外部専門機関と連携を図り、組織的に対応する体制を整備する。
- 5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社およびグループ各社は、経営理念および『ウイルコ・グループ行動規範』をグループとして共有し、グループ内の経営資源を最大限に活用し、グループ全体の企業価値の最大化を図る。
 - ② 適正なグループ経営を推進するため『関係会社管理規程』を定め、グループ各社の自主性を尊重しつつ、重要事項については、当社も関与しグループ経営の適正な運営を確保する。
 - ③ 内部監査員は、必要に応じ、グループ各社の業務執行状況のモニタリングを実施し、その結果を内部統制委員会に報告する。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の体制に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は、監査に必要な業務を社員に命ずることができるものとする。
 - ② 監査役の職務を補助する社員の任命・異動等については、監査役に事前の同意を得てこれを決定する。
 - ③ 当社は、『職務権限規程』の定めにより、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関し、監査役以外の取締役、従業員の指揮命令を受けない。

7) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社およびグループ各社の取締役、社員は、各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合、直ちに、各社の監査役に報告する。
- ② 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議・委員会に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員にその説明を求める。
- ③ 監査役は、会計監査人・内部統制委員会および子会社の監査役と緊密な連携を保つため、連絡会を開催するなど積極的に情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めるとともに、必要に応じて調査または報告を求める。
- ④ 監査役は、代表取締役社長と会合を持ち監査上の重要課題等についての意見交換を行う。
- ⑤ 当社は、監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

上記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 法令遵守体制

コンプライアンス委員会を2回開催し、法令及び各種社内規程の遵守状況について、主要な企業グループ各社の委員より報告を行いました。また、内部通報制度の整備につきましては、平成28年4月に社外に経営陣から独立した窓口を設置し、通報者保護と不正行為の早期発見及び是正の強化を図りました。

② リスク管理体制

内部統制委員会を2回開催し、企業グループとしてのリスクに関する状況について、主要な企業グループ各社の委員より報告を行い、企業グループ全体としての情報共有を図りました。

③ 企業グループ経営管理体制

毎月1回経営会議を開催し、企業グループ各社より業績及び営業状況の報告を実施いたしました。また、毎月開催の当社定時取締役会にて、担当取締役より企業グループ各社の業績報告を実施しております。

④監査体制

当社常勤監査役は、企業グループ各社の取締役会等重要な会議の議事録等の閲覧並びに経営会議への出席を通じて、企業グループ各社の取締役の職務執行を監督しております。また内部監査員は会計監査人との情報交換を通じて、企業グループ全体の実効的な監査の実現に努めております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数などについては、それぞれ表示単位未満を切り捨て、比率は特に記載のない限り四捨五入によって表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,835,580	流動負債	5,134,633
現金及び預金	3,375,698	支払手形及び買掛金	1,767,849
受取手形及び売掛金	3,479,681	電子記録債務	1,283,641
商品及び製品	336,623	短期借入金	604,800
仕掛品	116,202	1年内返済予定の長期借入金	518,104
原材料及び貯蔵品	218,923	リース債務	110,172
繰延税金資産	7,802	未払金	484,903
その他	378,972	未払法人税等	35,554
貸倒引当金	△78,323	繰延税金負債	2,076
		返品調整引当金	19,000
		賞与引当金	110,305
		その他	198,226
固定資産	6,753,108	固定負債	3,520,829
有形固定資産	4,707,973	長期借入金	2,222,315
建物及び構築物	1,151,661	リース債務	540,305
機械装置及び運搬具	660,676	退職給付に係る負債	463,815
土地	2,180,902	繰延税金負債	270,499
リース資産	595,716	資産除去債務	19,107
建設仮勘定	78,144	その他	4,786
その他	40,873	負債合計	8,655,463
無形固定資産	538,084	(純資産の部)	
借地権	5,508	株主資本	6,140,367
ソフトウェア	21,476	資本金	1,667,625
のれん	508,338	資本剰余金	1,759,449
その他	2,761	利益剰余金	2,717,306
投資その他の資産	1,507,050	自己株式	△4,014
投資有価証券	998,359	その他の包括利益累計額	△210,647
長期貸付金	86,679	その他有価証券評価差額金	△78,267
破産更生債権等	50,042	繰延ヘッジ損益	5,107
繰延税金資産	7,304	為替換算調整勘定	△100,097
その他	435,386	退職給付に係る調整累計額	△37,389
貸倒引当金	△70,723	非支配株主持分	3,505
資産合計	14,588,688	純資産合計	5,933,224
		負債及び純資産合計	14,588,688

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成27年11月1日
至 平成28年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		12,907,953
売上原価		10,008,414
売上総利益		2,899,538
販売費及び一般管理費		2,789,898
営業利益		109,640
営業外収益		
受取利息	4,252	
受取配当金	13,147	
受取賃貸料	31,858	
その他	41,103	90,361
営業外費用		
支払利息	58,906	
持分法による投資損失	32,893	
支払手数料	66,717	
不動産賃貸原価	12,084	
不為替差損	53,090	
その他	11,597	235,290
経常損失(△)		△35,287
特別利益		
固定資産売却益	103,497	
投資有価証券売却益	37,736	141,233
特別損失		
固定資産除却損	6,832	
投資有価証券売却損	1,144	
投資有価証券評価損	355	
たな卸資産評価損	158	8,490
税金等調整前当期純利益		97,455
法人税、住民税及び事業税		32,247
法人税等調整額		△9,162
当期純利益		74,370
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△1,986
親会社株主に帰属する当期純利益		76,357

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,480,452	流動負債	975,881
現金及び預金	1,331,054	支払手形	56,731
売掛金	1,404	短期借入金	254,800
前払費用	11,947	1年内返済予定の長期借入金	482,092
リース投資資産	49,802	リース債務	49,807
その他の	86,540	未払金	69,040
貸倒引当金	△296	預り金	3,949
固定資産	7,873,647	前受金	542
有形固定資産	3,211,998	未払法人税等	28,902
建物	1,061,472	繰延税金負債	2,252
構築物	14,010	賞与引当金	2,043
工具、器具及び備品	10,869	その他	25,720
土地	2,075,502	固定負債	2,459,787
建設仮勘定	50,144	長期借入金	1,755,403
無形固定資産	5,834	リース債務	350,283
ソフトウェア	5,741	退職給付引当金	19,224
その他	92	繰延税金負債	268,351
投資その他の資産	4,655,815	その他	66,526
投資有価証券	738,272	負債合計	3,435,669
関係会社株式	1,412,741	(純資産の部)	
長期未収入金	2,456,509	株主資本	5,926,669
破産更生債権等	1,997	資本金	1,667,625
リース投資資産	350,276	資本剰余金	1,765,995
その他	228,793	資本準備金	1,765,995
貸倒引当金	△532,774	利益剰余金	2,493,846
		利益準備金	53,437
		その他利益剰余金	2,440,408
		固定資産圧縮積立金	622,669
		別途積立金	1,000,000
		繰越利益剰余金	817,739
		自己株式	△798
		評価・換算差額等	△8,238
		その他有価証券評価差額金	△13,346
		繰延ヘッジ損益	5,107
		純資産合計	5,918,430
資産合計	9,354,100	負債純資産合計	9,354,100

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成27年11月1日)
(至 平成28年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上		675,168
売 上 原 価		103,248
売 上 総 利 益		571,919
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		401,039
営 業 利 益		170,880
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,142	
受 取 配 当 金	13,041	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	47,340	
そ の 他	37,576	100,101
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	37,336	
支 払 手 数 料	34,717	
そ の 他	72,990	145,043
経 常 利 益		125,938
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	86,241	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	37,736	123,978
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	54,000	
そ の 他	3,172	57,172
税 引 前 当 期 純 利 益		192,743
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		27,834
法 人 税 等 調 整 額		△17,013
当 期 純 利 益		181,923

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年12月21日

株式会社ウイルコホールディングス
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 向 山 典 佐 ㊞
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 許 仁 九 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウイルコホールディングスの平成27年11月1日から平成28年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年12月21日

株式会社ウイルコホールディングス
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 向 山 典 佐 ㊟
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 許 仁 九 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウイルコホールディングスの平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針及び監査実施計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人 仰星監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査員その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年12月26日

株式会社ウイルコホールディングス 監査役会

常勤監査役 見 山 英 雄 ㊟

監 査 役 丸 山 三 樹 雄 ㊟

監 査 役 織 田 健 治 ㊟

(注) 監査役丸山三樹雄及び監査役織田健治は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業環境を考慮し、次のとおりと致したいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭と致します。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき3円 総額 73,941,273円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年1月27日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

2. 併合の内容

(1) 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、10株を1株の割合で併合致したいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付致します。

(2) 株式併合の効力発生日

平成29年5月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

7,660,000株

(4) その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件と致します。なお、端数株式の処分その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

- (注) 株式併合により、発行済株式の総数は10分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市場の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。また、議決権をはじめとした株主様の権利にも変動はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 株式併合に関する変更

第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第5条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第7条を変更するものであります。

なお、上記変更の効力は、平成29年5月1日をもって発生する旨の附則を設け、当該附則は、同日をもって削除するものと致します。

(2) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、「改正会社法」といいます。）によって新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスのさらなる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行が可能な体制とし、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行致したく、監査等委員会及び監査等委員に関する定めの新設並びに監査役及び監査役会に関する定めを削除を行うものであります。

(3) 取締役の責任限定に関する変更

改正会社法により、責任限定契約を締結することができる取締役の対象が拡張されたことに伴い、適切な人材の招聘をより可能とし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とすべく取締役の責任限定に関する定めの変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第11条、第12条 〈条文省略〉 (招集権者および議長)</p> <p>第13条 〈条文省略〉 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条、第16条 〈条文省略〉 (議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 〈条文省略〉 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 〈条文省略〉 3. 〈条文省略〉</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第10条、第11条 〈現行どおり〉 (招集権者及び議長)</p> <p>第12条 〈現行どおり〉 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第14条、第15条 〈現行どおり〉 (株主総会の議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより、開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 〈現行どおり〉 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 〈現行どおり〉 3. 〈現行どおり〉</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第24条 (条文省略) 2. 当会社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項の規定により選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第23条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法等) 第24条 (現行どおり) 2. 当会社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2. 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第26条 (条文省略) (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. 前条第2項の決議があったものとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第26条 (現行どおり) (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略) 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>) との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置)</p>
<p>第29条 当会社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p>	<p>第29条 当会社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p>
<p>(員数) 第30条 当会社の監査役は、<u>5名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役会の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) 第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(常勤の監査役) 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。</p>
<p>(監査役会の議事録) 第36条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p>(監査等委員会の議事録) 第33条 監査等委員会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査等委員がこれに記名押印し、または電子署名を行う。</p>
<p>(監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(報酬等) 第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を法令の限度に限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第42条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当会社は、取締役会によって、毎年4月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第40条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。</p> <p>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当会社は、第38回定時株主総会の終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(効力の発生日に関する特則)</p> <p>第2条 第5条及び第7条の変更は、平成29年5月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本条は、同日の経過をもって削除するものとする。</p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行し、取締役6名全員は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願い致したいと存じます。

なお本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	わかばやし ゆきこ 若林 裕紀子 (昭和29年9月22日生)	昭和49年4月 わかさ屋美術印刷所入社 昭和54年5月 当社入社 取締役副社長 平成20年1月 副社長執行役員 管理本部財務部担当、情報・印刷事業部業務管理部担当 平成22年1月 取締役会長（CEO）会長執行役員 平成22年11月 代表取締役会長（最高経営責任者）会長執行役員 平成24年1月 代表取締役会長兼社長 会長兼社長執行役員 平成24年5月 代表取締役会長兼社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) ㈱ウイル・コーポレーション代表取締役社長 ㈱ウィズコーポレーション代表取締役副会長CEO	1,920,000株 (584,480株)
<p>取締役候補者とした理由 若林裕紀子氏は当社設立より取締役に務め、平成22年11月に代表取締役会長、平成24年1月より代表取締役会長兼社長として当社グループの経営基盤強化及び経営適正化の舵取りを担い、企業価値の向上に努めてまいりました。引き続き、同氏が当社グループ全体のコーポレートガバナンスの強化と中長期的な企業価値の向上を図るうえで、適任であるとの判断のもと、取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	<p style="text-align: center;">おお つき たけし 大 槻 健 (昭和23年1月1日生)</p>	<p>昭和45年4月 三菱石油(株) (現JX日鉱日石エネルギー(株)) 入社</p> <p>平成9年9月 当社入社 管理統括本部長</p> <p>平成10年11月 取締役 管理統括本部長</p> <p>平成11年11月 常務取締役 管理統括本部長</p> <p>平成20年1月 取締役 専務執行役員 情報システム部長</p> <p>平成20年12月 取締役 専務執行役員 経営企画本部長</p> <p>平成21年6月 専務執行役員 社長室長兼管理本部副本部長</p> <p>平成21年9月 常務執行役員 社長特命事項担当、法務部担当</p> <p>平成23年1月 取締役 常務執行役員 会長特命事項担当、管理本部副本部長</p> <p>平成24年1月 取締役 常務執行役員 会長特命事項担当、管理本部長</p> <p>平成24年5月 取締役</p> <p>平成25年1月 常務取締役</p> <p>平成26年1月 取締役 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)ウイル・コーポレーション専務取締役 (株)関西ばど取締役 (株)ウィズコーポレーション取締役</p>	<p style="text-align: center;">132,000株 (55,563株)</p>
<p>取締役候補者とした理由 大槻氏は、当社の管理部門を統括し、経営方針、事業計画及び経営戦略の策定並びに企業再編に関する業務を推進してまいりました。引き続き、同氏が当社グループの経営の中核を担う取締役として適任であるとの判断のもと、取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	<p style="text-align: center;">にしむら すす ひこ 西村 保彦 (昭和26年8月28日生)</p>	<p>昭和52年5月 東京総合信用(株)(現(株)セディナ) 入社</p> <p>平成16年6月 同社取締役 エリア統括部長</p> <p>平成18年4月 当社入社 ダイレクト・マーケティング事業部副事業部長</p> <p>平成19年1月 取締役 ダイレクト・マーケティング事業部副事業部長</p> <p>平成20年1月 執行役員 ダイレクト・マーケティング事業部副事業部長</p> <p>平成22年11月 執行役員 情報・印刷事業部長兼ダイレクト・マーケティング事業部副事業部長</p> <p>平成23年1月 取締役 常務執行役員 情報・印刷事業部長兼ダイレクト・マーケティング事業部副事業部長</p> <p>平成23年6月 取締役 常務執行役員 情報・印刷事業部長兼製造本部長兼ダイレクト・マーケティング事業部副事業部長</p> <p>平成24年5月 取締役</p> <p>平成25年1月 常務取締役</p> <p>平成26年1月 取締役 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>(株)ウイル・コーポレーション代表取締役専務</p> <p>(株)関西ばど取締役</p> <p>(株)ウィズコーポレーション代表取締役COO</p>	<p style="text-align: center;">一株 (58,573株)</p>
<p>取締役候補者とした理由 西村保彦氏は、情報・印刷事業の営業、製造部門全般を統括し、同事業を牽引してまいりました。引き続き、同氏が当社グループの経営の中核を担う取締役として適任であるとの判断のもと、取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 数
4	わか ばやし けいたろう 若 林 圭 太 郎 (昭和51年4月26日生)	平成14年4月 (株)オープンマジック入社 平成15年11月 当社入社 平成23年1月 執行役員 ダイレクト・マーケティング事業部商品開発部長 平成24年1月 取締役 執行役員 管理本部副本部長兼ダイレクト・マーケティング事業部商品開発部長 (平成24年4月辞任) 平成24年5月 (株)ナチュラルガーデン執行役員 平成24年6月 同社取締役(平成26年10月辞任) 平成26年1月 当社取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) (株)ウイル・コーポレーション常務取締役 (株)ウィズコーポレーション取締役	32,840株 (43,772株)
取締役候補者とした理由 若林圭太郎氏は、情報・印刷事業の製造部門を統括し、同事業の効率化にリーダーシップを発揮してまいりました。引き続き、同氏が当社グループの経営の中核を担う取締役として適任であるとの判断のもと、取締役候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
5	やまもと みのる 山本 実 (昭和3年6月25日生)	昭和26年2月 大日精化工業(株)入社 昭和48年11月 同社取締役 昭和63年5月 同社代表取締役 平成3年7月 同社代表取締役副社長 平成12年9月 同社代表取締役副社長印刷総合システム事業本部担当 平成16年1月 当社非常勤監査役 平成19年6月 大日精化工業(株)相談役(平成25年2月辞任) 平成20年1月 当社取締役 (現在に至る)	一株 (111,185株)
	社外取締役候補者とした理由 山本実氏は、長年に亘り上場会社の代表取締役を務められ企業経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営全般に助言してまいりました。引き続き、同氏が当社グループの経営全般の向上に貢献頂けるとの判断のもと、社外取締役候補者としたものであります。		
6	かな い ゆき お 金井 行雄 (昭和23年10月30日生)	昭和46年4月 (株)北國銀行入社 平成10年6月 同社取締役 平成16年6月 同社常務取締役 平成18年6月 同社代表取締役専務(平成22年6月退任) 平成22年6月 北国総合リース(株)代表取締役社長(平成26年6月退任) 平成27年1月 当社取締役 (現在に至る)	一株 (一株)
	社外取締役候補者とした理由 金井行雄氏は、金融機関等の代表取締役を務められ企業経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営全般に助言してまいりました。引き続き、同氏が当社グループの経営全般の向上に貢献頂けるとの判断のもと、社外取締役候補者としたものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 候補者山本実氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって9年であります。
 3. 候補者金井行雄氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
 4. 上記「所有する当社株式数」の欄の()内の数字は、平成28年10月31日現在の役員持株会での持分であり、外数となっております。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行致します。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願い致したいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	見山英雄 (昭和29年11月8日生)	昭和54年5月 丸山税理士事務所入所 昭和63年10月 (株)KBC入社 コンサルティング部長 平成14年1月 当社入社 財務部 経理課長 平成21年8月 財務部長 平成28年1月 監査役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) (株)ウイル・コーポレーション監査役 (株)関西ぱど監査役 (株)ウィズコーポレーション監査役	6,000株 (596株)
	監査等委員である取締役候補者とした理由 見山英雄氏は、当社の財務部長を務め、平成28年1月より当社監査役に就任し常勤監査役を務めてまいりました。この実績を踏まえ、今後は当社の監査等委員として、経営の監督強化を図ることができるとの判断のもと監査等委員である取締役候補者としたものであります。		
2	丸山三樹雄 (昭和6年3月19日生)	昭和23年3月 輪島税務署入署 平成2年9月 丸山税理士事務所開所 平成12年1月 当社非常勤監査役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 丸山税理士事務所	一株 (22,190株)
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由 丸山三樹雄氏は、税務の専門家としてまた上場企業の社外監査役の経験をもち、平成12年1月より当社監査役として、中立的、客観的な立場から取締役の職務執行を監査してまいりました。この実績を踏まえ、今後は当社の監査等委員として、経営の監督強化を図ることができるとの判断のもと監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
3	お だ けん じ 織 田 健 治 (昭和18年6月12日生)	昭和42年4月 ㈱北陸銀行入社 平成6年6月 同社石川地区代表店上席推進役 平成8年5月 亜細亜証券印刷㈱(現㈱プロネクサス)入社 北陸営業所長 平成20年10月 ㈱相互移動通信入社 取締役内部監査室長 平成21年1月 当社補欠監査役 平成21年7月 ㈱相互移動通信常務取締役 平成23年6月 同社専務取締役 平成24年6月 同社専務取締役辞任 平成25年1月 当社非常勤監査役 (現在に至る)	一株 (一株)
監査等委員である社外取締役候補者とした理由 織田健治氏は、金融機関、証券印刷会社での勤務経験、通信関連会社における経営者としての豊富な知識と経験をもち、平成25年1月より当社監査役として中立的、客観的な立場から取締役の職務執行を監査してまいりました。この実績を踏まえ、今後は当社の監査等委員として、経営の監督強化を図ることができるとの判断のもと、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者丸山三樹雄氏、織田健治氏とも、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 上記「所有する当社株式数」の欄の()内の数字は、平成28年10月31日現在の役員持株会での持分であり、外数となっております。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行致します。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願い致したいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
やなぎやま けんいち 柳谷内 健一 (昭和26年7月19日生)	昭和45年4月 金沢国税局入局 平成12年7月 名古屋北税務署副署長 平成18年7月 敦賀税務署長 平成23年6月 金沢税務署長 平成24年8月 柳谷内健一税理士事務所開所 平成27年1月 当社補欠監査役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 柳谷内健一税理士事務所	一株
補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由 柳谷内健一氏は、税務の専門家であり、中立的、客観的な立場で、当社の監査等委員として、経営の監督強化を図ることができるとの判断のもと、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。		

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成20年1月25日開催の第29回定時株主総会において年額2億円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行致します。

つきましては、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を従来どおり、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、現在、取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、現状どおり6名（うち社外取締役2名）となります。

また、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行致します。

つきましては、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、第3号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されますと、新たに就任する監査等委員である取締役は3名となります。

また、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

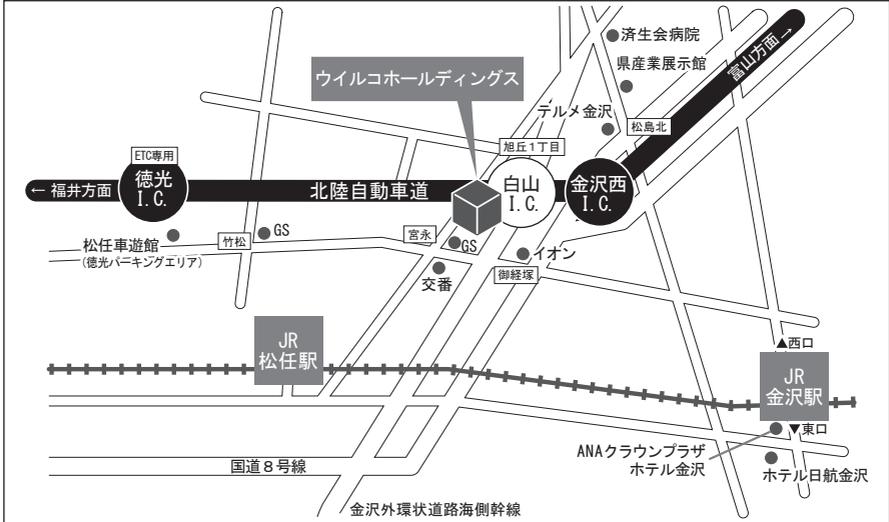
以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：石川県白山市宮永新町400番地

株式会社ウイルコホールディングス 研修センター 3階

電 話 番 号：076-277-4160



交通

J R ご利用の場合

- 松任駅よりタクシーで約10分
- 金沢駅よりタクシーで約30分

自動車ご利用の場合

- 白山インターから約2分